

産業廃棄物収集運搬業許可証

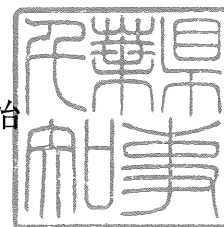
住 所 東京都足立区島根一丁目2番3号

氏 名 双葉商事 株式会社
代表取締役 杉本 義幸

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年11月27日

許可の有効年月日 平成36年10月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、エ がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月4日 新規許可
平成29年11月27日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区島根一丁目2番3号

氏名 双葉商事 株式会社
代表取締役 杉本 義幸

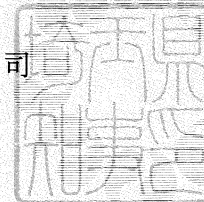
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司

許可の年月日 平成28年 9月 17日

許可の有効年月日 平成35年 9月 16日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず

がれき類

以上8種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
昭和62年 2月 16日	指令環整第1621号	新規許可
平成3年 9月 17日	指令東環第1257号	再許可
平成24年 4月 27日	—	変更届（住所）
平成26年 10月 22日	—	変更届（住所）
平成28年 9月 17日	指令産廃第9-582号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区島根一丁目2番3号

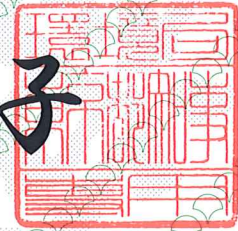
氏名 双葉商事株式会社
代表取締役 杉本 義幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 5月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 4月 30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

がれき類

(以上1種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 5月 1日 新規許可
令和 2年 5月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区島根一丁目2番3号

氏名 双葉商事株式会社

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

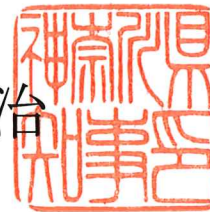
代表取締役 杉本 義幸

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩祐治

許可の年月日 令和 3年 1月 13日
(初回許可年月日 平成 27年 12月 16日)
許可の有効年月日 令和 9年 12月 15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 3年 1月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

第2号様式

優良基準適合認定等通知書

令和3年1月13日

双葉商事株式会社
代表取締役 杉本 義幸 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



令和2年10月14日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3に規定する優良基準に適合していることを通知します。

問合せ先

環境農政局 環境部 資源循環推進課
許認可グループ 神田
電話 045-210-1111 内線 4163